



税金

区ホームページ内に税に関する情報をまとめた「税金」ポータルを作成しています。



特別区民税・都民税

課税される方

- 1月1日現在、中央区に住所があって、前年中に所得のあった個人
 - 1月1日現在、中央区に事務所、事業所、または家屋敷をお持ちの個人（区内に住所のある方を除く）
- ◎特別区民税課税の際に都民税も一緒に課税されます。
区へ納付された都民税は区から都へ払い込まれます。
◎条件を満たす場合に減免を受けることができます。

申告しなければならない方

- 1月1日現在、区内に住所がある方（ただし、所得税および復興特別所得税の確定申告をした方、または収入が給与、公的年金のみで各支払報告書が提出される方は除く）
- 1月1日現在、区内に住所はないが、区内に事務所、事業所、または家屋敷をお持ちの方

申告の時期

2月16日から3月15日までに税務課へ申請してください。

問 税務課課税係 ☎(3546) 5270



森林環境税（国税）

森林環境税とは、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対して課されます。

令和6年度から、特別区民税・都民税の均等割と合わせて年間1,000円が課税され、区が徴収しています。

問 税務課課税係 ☎(3546) 5270



軽自動車税（種別割）

課税される方

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方
◎軽自動車税には、三輪以上の軽自動車を取得した方に課税される環境性能割もあります。環境性能割は都が賦課徴収を行います。

◎条件を満たす場合に減免を受けることができます。

登録と廃車の申告

- 原動機付自転車、小型特殊自動車

問 税務課管理係 ☎(3546) 5267

- 軽自動車（二輪を除く）

問 軽自動車検査協会東京主管事務所

☎ 050 (3816) 3100

- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車

問 東京運輸支局 ☎ 050 (5540) 2030



税の証明

証明の種類

- ・ 特別区民税・都民税・森林環境税の課税・納税証明
- ・ 軽自動車税（種別割）の納税証明

交付場所

税務課、特別出張所

※特別出張所での軽自動車税（種別割）の納税証明の発行は継続検査用のみとなります。

手数料

1通につき300円

※シルバーパスなど福祉サービスの申請に際し、特別区民税・都民税・森林環境税の課税証明が必要な場合や、継続検査に際し軽自動車税（種別割）の納税証明が必要な場合は、手数料を免除します。

問 税務課収納係 ☎(3546) 5276

